

農薬をきちんと保管していますか？

農薬専用の保管場所をつくり、必ず鍵を掛けましょう。

在庫管理台帳を備え、入庫と出庫の記録をつけましょう

- 保管場所は、食品と区別して、直射日光の当たらない、冷涼で、乾燥したところに設置する。
- 毒物・劇物の農薬は専用の保管庫に入れ、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をする。
- 保管場所は、地震や火災への対策を考慮する。
- 保管時に特別な注意が必要な農薬は、ラベルに表示されている保管管理方法に従って、他と区別して保管する。
- 除草剤は、殺菌剤や殺虫剤とは分けて保管する。(誤使用による作物の被害を避けるため)

医薬用外毒物

医薬用外劇物



- 最終有効年月をチェック。最終有効年月までに使用し、廃棄処理の無駄をなくす。
- 盗難・紛失の際は警察へ届け出る。漏洩・流出した場合は、速やかに最寄りの保健所・消防署や病害虫防除所・普及指導センター等へ連絡する。

注意

- 他の容器への移し替えは絶対にしない。
- 万一の破損に備えて、トレーなどで流出を防ぐ。また、農薬がこぼれた時に備え吸収用の砂などを用意する。
- 保護具は農薬といっしょに保管しない。(汚染防止)
- 飲食品の空容器等は、保管庫等の近くに置かない。(農薬小分けによる誤飲誤食防止のため)

農薬は

きちんと保管して
正しく使いましょう!

お問い合わせ先

公益社団法人

緑の安全推進協会

〒101-0047
東京都千代田区内神田3-3-4
TEL.03-5209-2511(代)
FAX.03-5209-2513

www.midori-kyokai.com

JCPA農薬工業会

〒103-0025 東京都中央区日本橋
茅場町2-3-6宗和ビル4階
TEL.03-5649-7191
FAX.03-5649-7245

www.jcpa.or.jp

農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用などに関する
講師派遣のお問い合わせは

(公社)緑の安全推進協会「でんわ相談」 ☎03-5209-2512

農薬を正しく使っていますか？

正しく使うための基本を守りましょう

1. ラベルをよく読んで使用する。
2. 散布の時は飛散に注意する。
3. 散布後は、器具をよく洗う。
4. いつも必ず記帳する。

ラベルの絵表示に従って保護具を着用しましょう

農薬用マスク



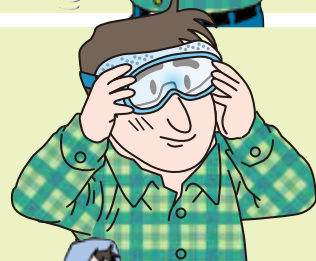
鼻や口から吸い込むことを防ぎます

手袋



皮ふへの付着を防ぎます

保護メガネ



目に入るのを防ぎます

防除衣



体全体への付着を防ぎます

体に異常を感じたら医療機関で受診しましょう

お医者さんへは下記の点をお伝えください。

1. 異常時の状況は…体のどこが？、どんな具合？、いつから？
2. 商品名は？…使用量は？、使用時刻は？
3. 現物の農薬または包装容器を持っていきましょう。

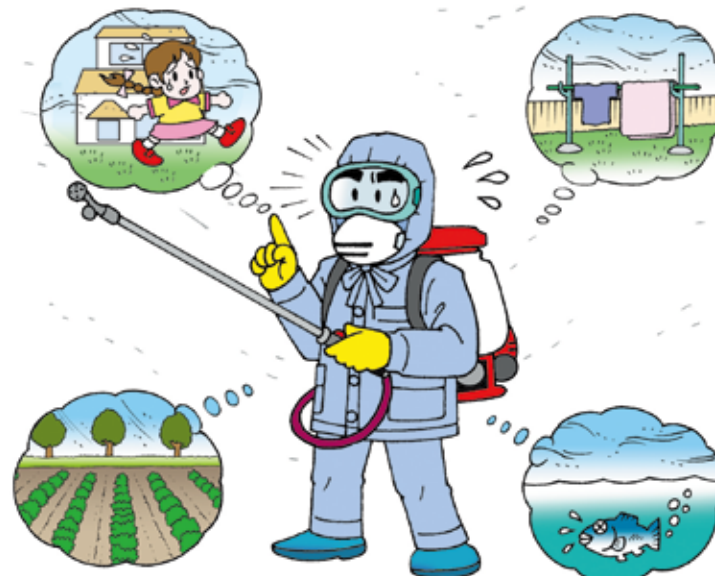


処置法など不明なことは、下記にお尋ねください。

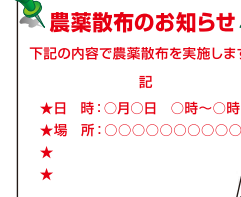
(公財)日本中毒情報センター(中毒110番)

中毒110番 (365日、24時間対応)	一般専用電話 (情報提供料:無料)	医療機関専用有料電話 (情報提供料:1件 2,000円)
大阪	072-727-2499	072-726-9923
つくば	029-852-9999	029-851-9999

周辺に気を配り散布しましょう



1. 強風時(とくに風速3m/秒以上)には散布をひかえましょう。
2. 風向きに注意し、近くの住宅や隣接作物に飛散しないよう注意しましょう。
3. 近所の人とよく連絡を取り合い、事前に、散布の日程、場所を知らせましょう。



散布液の残り、器具の洗浄液は適正に処理しましょう

1. 必要な使用量を計算し、散布液を調製するのが基本です。
2. 均一、適正量散布を心がけ、散布液を残さないよう防除圃場で使い切りましょう。
3. 器具の洗浄液は、河川等水系には流さず、周辺への流出にも注意してください。

空容器は適正に処理しましょう



3回洗浄

1. ボトルなどの容器内に付着した農薬を取り除くため、3回以上すすぎ洗いをしましょう。
2. 空容器は他の用途に使わず、環境に影響を与えないよう適切に処理しましょう。不法投棄や、自家焼却・野焼きは厳禁です。
3. 産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けて処理しましょう。
4. 許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託しましょう。

廃(不要)農薬は適正に処理しましょう

1. 容器内に農薬を残したまま捨てないでください。
2. 不要な農薬が出た場合は産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
3. 農薬は必要量だけを購入しましょう。